

第3824号議案

# 第238回福岡県都市計画審議会議案

令和4年2月17日（木）



第3824号議案

3 建 第 1 8 3 6 号  
福岡県都市計画審議会 殿

建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき、次の事項について付議します。

宮若市に設置する一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

令和4年2月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 宮若市に設置する一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

申請者	敷地の位置	面積	備考
株式会社 ケイ・アイ・エイチ 代表取締役 平昌 加津男	宮若市鶴田字上割 1579 番 3、外 11 筆、鞍手郡小竹町 大字新山崎字中牟田 365 番 17	16,689 m <sup>2</sup>	一般廃棄物処理施設（木くず） 処理能力 254.57（t/日） 産業廃棄物処理施設（木くず） 処理能力 263（t/日）

### 理由

建築基準法第51条では、都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、ただし書の規定に基づき都市計画審議会の議を経た上で、特定行政庁（福岡県知事）の許可を得れば設置することができることとなっています。

申請の施設は、一般廃棄物及び産業廃棄物である木くずの破碎中間処理を行う施設であり、建築基準法第51条におけるその他政令で定める施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第八の二号：1日当たりの処理能力が5tを超える木くず又はがれき類の破碎施設）に該当しているため、許可するに当たり付議するものです。